

佐賀県の 救急医療 体制

国は医療計画制度(1986年8月施行)を設けており、都道府県は国の基本方針に沿って、地域の実情を加味した医療計画を定めることとなっています。

佐賀県でも「佐賀県保健医療計画」を定めており、この中には救急医療体制についても盛り込まれています。

佐賀県医師会も県及び関係機関と連携し、佐賀県の救急医療体制の充実に向けた取り組みを行っています。

今号では、本県の救急医療体制の概要をご紹介します。

「佐賀県保健医療計画」の詳細は佐賀県ホームページ

URL <http://www.pref.saga.lg.jp/web/hokeniryou.html>



佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム(99さがネット)

HP <http://www.qq.pref.saga.jp/> ※携帯からもアクセス可

佐賀県救急医療情報センター(県医務課内)

TEL・FAX 0952-29-2899

E-mail qqcenter@qq.pref.saga.jp

各地区消防本部医療機関情報問い合わせ専用窓口

佐賀市、多久市、小城市	TEL0952-31-8899
神埼市、神埼郡、佐賀市三瀬村	TEL0952-53-1384
鳥栖市、三養基郡	TEL0942-83-0063
唐津市、東松浦郡	TEL0955-73-0043
伊万里市	TEL0955-22-3852
西松浦郡	TEL0955-43-2495
武雄市、鹿島市、嬉野市、杵島郡、藤津郡	TEL0954-22-4207

夜間や休日の
ケガや急病などで
困ったときは!

検索!



99さがネット

検索

佐大附属病院・県立病院好生館(救命救急センター)に加え、「唐津赤十字病院」、「国立病院機構嬉野医療センター」が地域救命救急センターの指定を受けています。

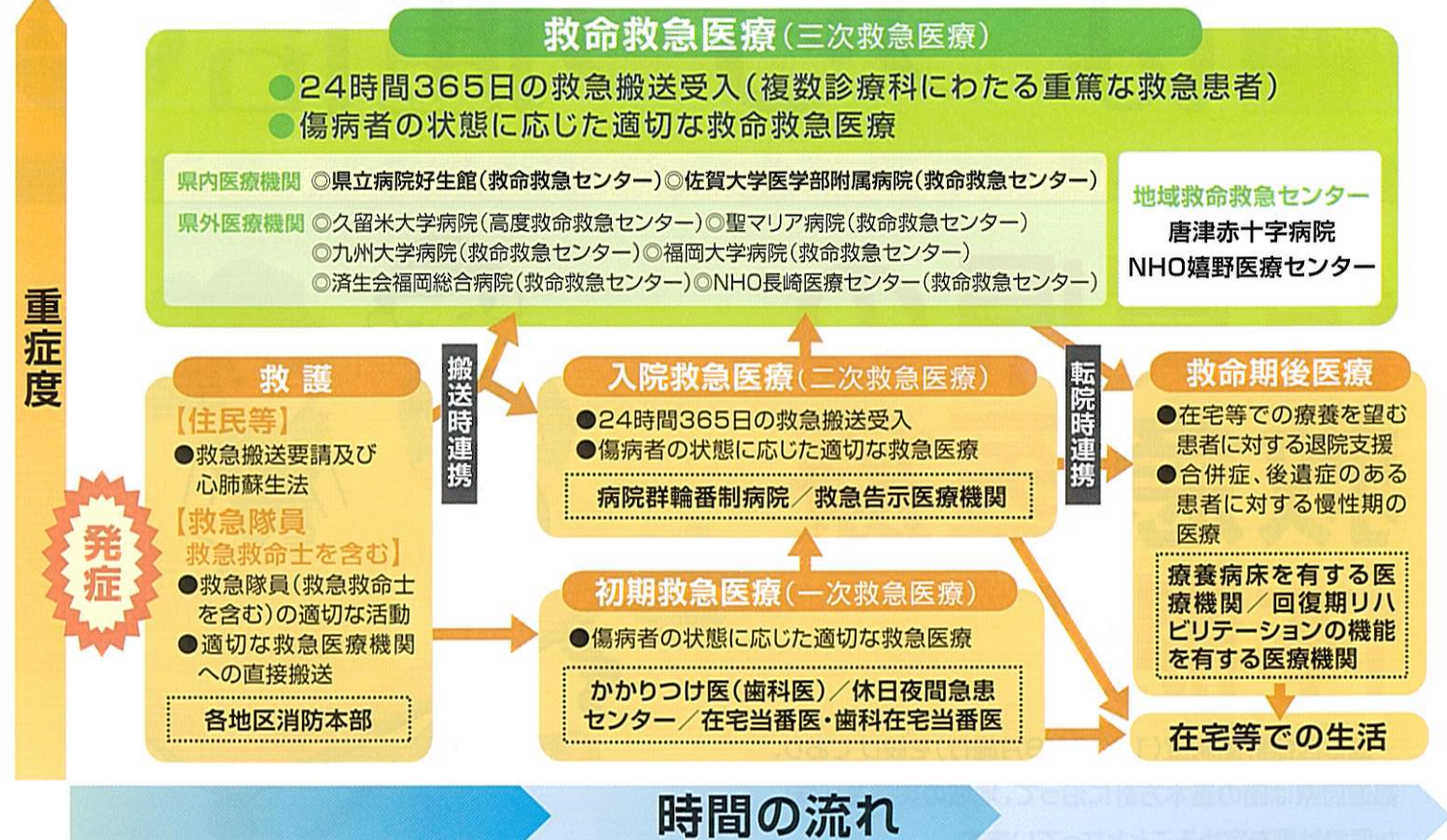


急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、複数診療科にわたる重篤な救急患者に対し、高度な医療を提供する「三次救急医療機関（救命救急センター）」として、本県では、佐賀大学医学部附属病院、佐賀県立病院好生館が指定されています。

救命救急センターについては、厚生労働省は人口100万人に1件を目標に整備を進めましたが、本県のように人口の少ない地域では、1件の救命救急センターがカバーするエリアが非常に広くなことから、最寄りの救命救急センターまで概ね60分以上の搬送時間を要する地域には、「地域救命救急センター」が整備可能となっています。

地域救命救急センターは、専用病床が10～19床と救命救急センター（20床以上）よりも規模は小さいものの、同じ機能、設備を持つ医療拠点として位置づけられており、本県においては「唐津赤十字病院」「国立病院機構（NHO）嬉野医療センター」が指定を受けています。

～救急医療体制～



※上の図は、発症から治療を終えて在宅等で生活できるようになるまでの流れの一例です。必ずしも矢印に沿った患者さんの搬送、転・退院になるとは限りません。

	救 護	初期救急医療	入院救急医療	救命救急医療	救命期後医療
機能	●病院前救護活動	●初期救急医療 (一次救急医療)	●入院を要する救急医療 (二次救急医療)	●救命救急医療 (三次救急医療)	●救命救急医療機関等 からの転院受入
目標	●周囲の者による救急搬送要請・心肺蘇生法の実施 ●救急隊員(救急救命士を含む)の適切な活動 ●適切な救急医療機関への搬送体制の確立	●傷病者の状態に応じた適切な救急医療の提供 ●かかりつけ医(歯科医)の普及・定着	●24時間365日の救急搬送受入 ●傷病者の状態に応じた適切な救急医療の提供	●24時間365日の救急搬送受入(複数診療科にわたる重篤な救急患者) ●傷病者の状態に応じた適切な救命救急医療	●在宅等での療養を望む患者に対する退院支援 ●合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療
医療機関等	(搬送機関等) ●各地区消防本部	●かかりつけ医(歯科医) ●休日夜間急患センター ●在宅当番医・歯科在宅当番医	●病院群輪番制病院 ●救急告示医療機関	●救命救急センターを有する病院 県立病院好生館/佐賀大学医学部附属病院/久留米大学病院(久留米市)/聖マリア病院(久留米市)/九州大学病院(福岡市)/福岡大学病院(福岡市)/済生会福岡総合病院(福岡市)/NHO長崎医療センター(大村市)	●療養病床、精神病床を有する医療機関 ●回復期リハビリテーションの機能を有する医療機関
求められる事項	(家族等周囲にいる者) ●速やかな救急搬送要請・心肺蘇生法の実施 (搬送機関等) ●メディカルコントロール体制下での救急救命士を含めた救急隊員の適切な活動 ●病態に応じた適切な救急医療機関への速やかな搬送	●軽症救急患者に対する外来診療 ●近隣医療機関との連携、病態に応じた速やかな患者紹介 ●受診可能な時間帯等の周知	●重症救急患者に対する入院を要する救急医療の24時間365日体制での提供 ●救命救急医療を担う医療機関との連携	●重篤救急患者の常時受入 ●集中治療室(ICU)、脳卒中専用集中治療室(SCU)、心疾患専用集中治療室(CCU)など	●人工呼吸器の必要な患者、気管切開等のある患者の受入体制 ●救急医療を担う医療機関、介護施設等との連携 ●在宅等での療養を望む患者に対する訪問看護ステーション、薬局等との連携による在宅医療の提供